

教職員研修規程

平成25年12月1日 制定

(目的)

第 1条 この規程は、こころ医療福祉専門学校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、職員の知識技能など能力開発に関して研修を行うことに関して必要な事項を定める。

(研修委員会)

第 2条 研修委員会は、3名以上の委員により構成され、委員の任期は1年とし、毎年度校長が決定する。

(委員長)

第 3条 委員長は学科長の中から毎年度校長が決定する。

(研修の種類)

第 4条 研修は、以下のように分類される。

- (1) 専攻分野における実務に関するもの
- (2) 指導力の習得・向上に関するもの

(研修の実施)

第 5条 第4条第1項、第2項の研修は、以下に示す各学科別に少なくとも年1回以上実施する。

- (1) 理学療法科
- (2) 介護福祉科
- (3) 柔道整復科
- (4) 健康鍼灸科
- (5) セラピスト&フィットネス科
- (6) トータル美容科

(活動方針)

第 6条 委員会は、その設置目的を達するために、以下の活動を推進する活動を行う。

- (1) 企業等と連携した各種研修・セミナーの開催
- (2) 企業等からの講師の招聘
- (3) 外部団体主催の研修への参加
- (4) その他

(具体的な活動)

第 7条 具体的な活動については、委員会で検討・作成し、別に作成された計画に基づき行う。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年12月1日より施行する。